

令和5年第7回教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和5年5月15日（月）15時00分から16時00分

2 会 場 教育委員会 会議室

3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・

西田委員・頭島委員・教育次長（管理担当）・

教育次長（指導担当）・参事（生涯学習担当）・

管理課長・学校教育課長・体育振興課長・人権教育推進室長

教育長 : 定刻が参りましたので、ただ今より令和5年第7回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

教育長 : 議事録署名委員の指名を行います。小西委員にお願いします。

教育長 : 事務局 出席職員の報告をお願いします。

管理課長 : 本日、両教育次長、生涯学習担当参事、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

教育長 : 経過報告をさせていただきます。まず、教育次長 管理担当 お願いします。

教育次長 (管理担当) : それでは、所管の管理課、生涯学習課、体育振興課における令和5年4月26日から5月14日までの主な内容について、別添資料に沿って経過報告いたします。

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 5/3 ターゲットバードゴルフ瀬戸内選手権大会
- 5/8 市議会議員初会合
- 5/9 ボッチャ出前講座 (いずみ会)
- 5/10 特別展 あいおいにもあった 祭り屋台 (~6/12)
市民夏季グラウンドゴルフ大会
- 5/11 文化会館運営審議会
- 5/12 金ヶ崎学園大学開講式
- 5/13 史跡めぐり
春季ファミリースポーツフェア

教育長 : 続いて、教育次長 指導担当 お願いします。

教育次長 (指導担当) : それでは、学校教育課、人権教育推進室関連の経過報告をいたします。

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 4/29 ペーロン祭協賛中学生野球大会
- 5/9 修学旅行 (~11日 那波中)
幼稚園給食 (4、5歳児) 開始
- 5/10 第2回人権教育推進委員研修会

教育長 : 説明は終わりました。その他追加の説明はありますか。

管理課長 : 特にございません。

教育長 : ないようであれば質疑に入ります。経過報告全体にわたって、何か質問等がありますか。

質問等がなければ、経過報告を了承願います。

教育長 : 議事に入ります。

議事に先立ち、相生市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行います。

(1) 報告事項 ア 報告第22号については、同規則 第5条第1項第5号 教育に関する歳入歳出予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出に関する事件 に該当し、イ 報告第23号からエ 報告第25号については、同項 第3号 社会教育関係法規に定める委員及び重要な諮問委員会の委員の委嘱に関する事件 に該当し、また、(2) 議決事項 ア 議第13号については、同項 第1号 教育行政の基本方針並びに計画に関する事件 に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは、報告第22号から報告第25号及び議第13号について非公開と決定いたします。

教育長 : それでは、(1) 報告事項 ア 報告第22号 令和5年度教育費補正予算(5月)(案)について、事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

教育長 : 続きまして、イ 報告第23号 相生市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について、事務局 説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

教育長 : 続きまして、ウ 報告第24号 相生市教育支援委員会委員の委嘱について、事務局 説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

教育長 : 続きまして、エ 報告第25号 相生市少年育成センター補導委員の委嘱について、事務局 説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑等がありますか。

質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

教育長 : 続きまして、(2) 議決事項に移ります。ア 議第13号 令和5年度において学校の在り方の「検討を開始する学校」の指定について、説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 他に質疑がないようであれば、議第13号については原案どおり可決ということにさせていただきます。

教育長 : 続きまして、(3) 協議事項 ア 協議第2号 令和5年度「相生の教育」について、説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 / 令和5年度教育委員会の新規・重点事業について説明

教育長 : 説明は終わりましたが、本件についてご質疑はありますでしょうか。

萩原委員 : 「相生の教育」の裏表紙「学校施設一覧」の児童・生徒数が、議第13号中の児童数・生徒数と差異があるようですが、何か違いますか。

管理課長 : 「相生の教育」の児童・生徒数は、特別支援学級に通う児童・生徒を含む総数を記載しています。議第13号中では、基準により複式学級になるかどうかの判定をするため、特別支援学級に通う児童・生徒を除いた人数を記載しています。

萩原委員 : 児童・生徒数の総数としては、「相生の教育」のとおりですね。わかりました。

教育長 : 他に質疑はありませんか。なければ、協議第2号については原案どおり承認いただいたものといたします。

教育長 : それでは、(4)その他に移ります。ア 令和5年4月分学校事故発生状況報告、イ 令和5年4月分不登校等の状況報告、ウ 小中学校におけるいじめの現状報告 をまとめて報告願います。

【非公開事件】

教育長 : 次に、エ 令和5年6月分行事予定報告 をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 次に、オ その他 について、事務局 何かありますか。

学校教育課長 : 学校教育課より、5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症に係る学校園の対応について口頭で報告をさせていただきます。

学校園教育活動は「マスクの着用を求めないこと」を基本に、児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を実施した上で行います。ただし、地域や学校園において感染が流行している場合などには、場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、園児児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距

離を確保すること等の措置を一時的に講じることも考えられます。

なお、出席停止措置等の取扱いについては、園児児童生徒の感染が確認された場合は、出席停止とし、期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

同居している家族が感染した場合は、園児児童生徒本人の発熱等体調不良がない場合は、登校可能となります。

本人が発熱等体調不良で欠席する場合は、今までは未診断の場合も出席停止扱いとしておりましたが、5月8日以降は感染症と診断された場合のみ出席停止扱いといたします。登校前の家庭での検温等は推奨しておりますが、検温チェックカード等の学校園への提出は求めないこととしております。

市内すべての学校園で、引き続き必要な感染防止対策を行い、子どもたちの学びを継続していきます。以上で報告を終わります。

教育長 : 今までの取り扱いとの主な変更点のみ、もう一度お願いします。

学校教育課長 : 今までは同居している家族が感染した場合にも、濃厚接触者として登校を控えるようにしていましたが、5月8日以降は、本人が感染症として診断された場合のみ、出席停止とするという取り扱いです。

教育長 : ただいまの件について、よろしいでしょうか。

萩原委員 : 参観日やオープンスクールの制限はなくなりますか。

学校教育課長 : 一時期は、外部の方の参加を制限する場合がありますでしたが、基本的な感染症対策をした上で、通常どおり行います。

教育長 : よろしいでしょうか。他にはありますか。

管理課長 : (配布資料の確認)

教育長 : 他にありますか。
この際、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

特にないようであれば、令和5年第7回教育委員会定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。